

(証券コード 6840)

2023年6月6日

電子提供措置の開始日 2023年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区築地二丁目1番17号
株式会社AKIBAホールディングス
代表取締役社長 馬 場 正 身

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会資料等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.akiba-holdings.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6840/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「AKIBAホールディングス」(アルファベットは全角大文字)又は「コード」に当社証券コード「6840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム（中央会館）ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総
会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないよ
うご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査
人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りしております
出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措
置事項を記載した書面を送付しています。ただし、電子提供措置事項のうち、
次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本書面に
は記載しておりません。なお、これらは、監査役会が監査報告を、会計監査人
が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して、監査対象になった事項であります。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、そ
の旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 〇当日は、地球温暖化防止に向けた省エネルギー化及び節電への取り組みとし
て、当社の役員及び係員がノー・ネクタイのクールビズスタイルにて開催させ
ていただく予定です。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の防止における行動制限の緩和を受けて経済活動の正常化が進み、緩やかな景気回復の動きが見られました。一方で、年間を通して為替相場が乱高下し、また、ウクライナ情勢の長期化などによる原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、各種物価高が個人消費に与える影響も懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当連結会計年度の売上高は、15,007百万円（前期比7.2%減）、売上総利益は、3,581百万円（前期比30.0%増）となりました。販売費及び一般管理費は、2,518百万円（前期比23.8%増）となり、営業利益は1,063百万円（前期比47.4%増）、経常利益は1,031百万円（前期比45.0%増）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は702百万円（前期比83.6%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

なお、今期から内部管理費用の増加に伴い、配分に関して見直しを実施したため、一部セグメントにおいて販管費の増加及びこれに伴う営業利益率の低下が見られますが、内部費用の配分によるものであり、各事業の収益力が落ちたものではございません。

(メモリ製品製造販売事業)

メモリ製品製造販売事業においては、従来の法人向け、産業機器メーカー向けのメモリ販売、BtoC向けの販売に加えて、当社が販売代理店を務めるASRock Industrial社の製品を軸にした産業用PC等の拡販、新規に販売代理店となったRuijie Networks社のネットワーク製品の販売にも取り組んでまいりました。PCメーカー向けのメモリ販売は2Qから3Qにかけて大きく減少いたしましたでしたが、直近では徐々に増加しております。また、様々な物価高騰の影響により、一般消費者には買い控えの兆候も見られていますが、法人向けメモリの年度末需要はコロナ禍以前並みに回復いたしました。IoTソリューション事業においては、入手困難な部材の代替品を搭載可能とした設計変更や一次産業向けの商品の開発、及び、自社独自製品のバッテリーセンサー、

水質管理端末のビジネス拡大、新規受託開発に取り組んでまいりました。納期が遅延していた部材の入荷により、主力案件においてほぼ計画値まで出荷が完了したことや、CPUモジュールや受託開発案件の受注増により、IoTソリューション事業としては売上、利益とも前期を上回る結果となりました。

その結果、当事業における売上高は5,874百万円（前期比34.0%減）、営業利益は214百万円（前期比39.1%減）となりました。

（通信コンサルティング事業）

通信コンサルティング事業においては、キャリア3Gサービス終了に伴う5Gへのマイグレーション工事が順調に拡大したことで、屋内電波対策関連の工事件数が順調に増加いたしました。また、インターネット回線関連工事やIoT関連、監視カメラ関連など、各種通信建設工事案件の工事件数も大きく増加しております。また、3Qで子会社化したリーバンと連携して、広島営業所の開設も含め、西日本での施工体制強化にも取り組んでおります。コンタクトセンター事業においては、新規案件の獲得が進み、拠点拡張の効果が大きく出ております。今後も拠点拡張や効率化、拠点間の連携強化に加えて、他社とのサービス提携も狙ってまいります。既存事業の順調な拡大に加え、広告宣伝の効果もあって新規案件の獲得が進み、売上、利益とも前期を大きく上回る結果となりました。

その結果、当事業における売上高は6,096百万円（前期比42.9%増）、営業利益551百万円（前期比44.8%増）となりました。

（HPC事業）

HPC事業においては、新製品のラインナップを拡充し、学会や展示会に出展して積極的に展示、紹介を行うとともに、タイミングを見て販促キャンペーンをするなど、受注活動に努めてまいりました。また、人員増強と拠点拡張を通じて営業力の強化も図ってまいりました。為替が不安定な状況が続き、部材の調達難や原価高騰、競合他社との価格競争などもあり、外部環境は引き続き厳しい状況ではありますが、売上総利益率も回復してきたことで、前期比で売上は落としたものの、営業利益は上回る結果となりました。

その結果、当事業における売上高は2,731百万円（前期比3.2%減）、営業利益は250百万円（前期比39.7%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資のうち重要なものはございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループ内の経常的な運転資金として、金融機関より短期借入金及び長期借入金の借入による資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社の子会社である株式会社アドテック及びシーアールボックス株式会社は、2022年10月1日付で、株式会社アドテックを吸収合併存続会社、シーアールボックス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

また、当社の子会社である株式会社バディネットが、2022年11月30日に、移動体通信事業、再生可能エネルギー事業、電気通信事業、通信土木工事業、電気工事業を行う株式会社リーバンの株式150株（2023年3月末現在同社の発行済株式総数の100%）を取得し、完全子会社化いたしました。なお、2022年12月31日をみなし取得日として、株式会社リーバンを連結企業集団に含めております。

(5) 対処すべき課題

① 経営全般に係る課題

当社は引き続き、グループのガバナンス体制の強化、再発防止策の維持継続、並びにコンプライアンス遵守に努めてまいります。

また、既存事業においては成長分野であるIoT、HPC、通信建設事業等にリソースを投入してその拡大に努め、収益力をより一層向上させるとともに、有望な新規事業分野への進出、投資を行うことで、持続的な成長を図ってまいります。

更に、中長期的な企業価値向上のためには業績の拡大のみならず、事業運営を通じてSDGs（持続可能な開発目標）などの社会的課題の解決に貢献することが必要と考えており、ITの力で持続可能な未来社会が実現できるよう、取り組んでまいります。

② 各事業セグメントにおける課題

<メモリ製品製造販売事業>

メモリ製品製造販売事業の領域においては、コロナ禍を超えて、法人顧客並びに産業機器向けのメモリ需要が回復いたしました。PCメーカー向けの販売についても、テレワーク需要による特需を終えて前期は概ね低調に推移いたしました。足元では回復しつつあります。今後の成長に向けて、引き続き、既存事業領域の拡充を図るとともに、BtoCビジネスや産業用パソコン、ネットワーク製品など、新規事業領域にも注力し、収益規模の拡大を目指してまいります。

IoTソリューションビジネスにおいては、部品の入手難への対応は完了したものの、現在の主力案件に代わる、新たな収益の柱獲得が急務となっております。受託開発案件の追加、自社製品の開発、新規案件の獲得等により、更なる成長を図ってまいります。

<通信コンサルティング事業>

引き続き旺盛な5G関連投資を受けて、様々な分野においてIoTシステムがより重視されるようになり、市場規模が拡大したことと、前期から大々的に展開した広告戦略の成果により、主力事業であるキャリア向け携帯基地局関連工事を中心に、各種通信建設関連工事の受注数は増加しています。加えて、大手通信会社のローカル5G構築工事や、通信キャリア3Gサービス終了に伴う屋内携帯基地局の撤去・5Gへのリプレイス工事により、事業規模は加速的に拡大しており、これらの案件増加に対応するため、工事体制の更なる拡充が必要となっております。しかし、国内の人手不足に加え、建設業界では職人の高齢化が進む一方で、3K（きつい、汚い、危険）のイメージから若者の入職者が増えず、慢性的に人手不足が課題となっております。これらの課題に対し、各種ブランディング施策やITを活用した業務効率化に引き続き積極的に投資をし、需要を最大限享受できる体制を構築してまいります。

また、前期に子会社化したリーバンを中心に、西日本での施工体制強化にも取り組んでまいります。

コンタクトセンター事業に関しては、案件の獲得が進み、拠点間の連携もスムーズに進んでいますが、案件の増加に対して人員補強が十分ではないため、採用と早期戦力化に努めてまいります。

<HPC事業>

HPC事業においては、半導体不足や為替の乱高下、一部部材販売における他社との価格競争など、外部環境は厳しい状況が継続しております。一方で、AI、機械学習、データサイエンスなどの分野については、今後も国策としての推進が見込まれ、また、ChatGPTのような自動生成AIの登場による新たな需要も予想されます。

今期も引き続き、利益率を重視した営業や、学会の計算機はHPCテックという企業イメージの浸透にも取り組んでまいります。また、将来の更なる拡大に向けて人員増強を進めるとともに、製造・技術、購買、営業の各部門における連携の更なる効率化も行なってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 38 期 (2020年3月期)	第 39 期 (2021年3月期)	第 40 期 (2022年3月期)	第 41 期 (2023年3月期)
売 上 高(千円)	12,574,151	14,742,554	16,166,841	15,007,149
経 常 利 益(千円)	636,377	682,843	711,268	1,031,089
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	654,580	345,839	382,352	702,077
1株当たり当期純利益(円)	71.25	37.65	41.62	76.44
総 資 産(千円)	6,958,007	8,380,543	9,177,714	10,136,167
純 資 産(千円)	1,850,742	2,247,178	2,673,308	3,427,077

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第41期(当連結会計年度)の状況は「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 当社は、2021年7月1日付で、普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アドテック	100,000千円	100.0%	メモリ製品の製造・販売、パソコン周辺機器等の販売、IoTソリューション事業等
株式会社アキバデバイス	39,150千円	100.0%	デジタル製品の通販サイトの運営
株式会社バディネット	100,000千円	100.0%	エンジニアリング事業、コンタクトセンター事業、BPO事業、通信コンサルティング事業、人材派遣・人材紹介事業、システム開発・受託事業
株式会社HPCテック	80,000千円	65.8%	科学技術コンピュータ(HPC)の製造・販売
株式会社ダイヤモンドペット&リゾート	27,000千円	100.0%	ホテル、旅館等の事業開発、運営及びペット関連商品の企画
株式会社リーバン	30,000千円	100.0%	移動体通信事業、再生可能エネルギー事業、電気通信事業、通信土木工事業、電気工事業

(8) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社AKIBAホールディングス）及び連結子会社6社の計7社で構成されており、メモリ製品製造販売事業、通信コンサルティング事業及びHPC事業の3セグメントに分類される事業を展開しております。

① メモリ製品製造販売事業

産業・工業用及び一般向けPC用及びサーバ用メモリ製品の製造・販売、パソコン周辺機器・パーツの国内外からの調達、卸売及び販売等並びにIoTデバイスの設計・開発を行うIoTソリューション、各種マイコンユニット、電源モジュール等、電子回路の開発・設計・製造を行っております。該当会社は、株式会社アドテックとなります。

② 通信コンサルティング事業

通信キャリアの携帯基地局関連工事を中心とした通信建設事業のほか、特にIT関連に強みを持った全国3拠点から構成されるコンタクトセンター事業、通信キャリアを主な顧客として、顧客の業務プロセスの設計から業務の運用までをワンストップで請け負うBPO事業、通信業界における顧客のビジネスニーズを分析してそれに対する最適解を構築する通信コンサルティング事業、人材派遣・人材紹介、システム開発・受託事業、再生可能エネルギー事業、通信土木工事業を行っております。該当会社は、株式会社バディネット、株式会社リーバンとなります。

③ HPC事業

HPC（High Performance Computing／科学技術計算）分野向けコンピュータの製造・販売を行っております。該当会社は、株式会社HPCテックとなります。

(9) 主要な営業所（2023年3月31日現在）

① 当社

- ・ 本 社 東京都中央区築地二丁目1番17号

② 子会社

- ・ 株式会社アドテック 本社（東京都中央区築地二丁目1番17号）
- ・ 株式会社アキバデバイス 本社（東京都中央区築地二丁目1番17号）
- ・ 株式会社パディネット 本社（東京都中央区新富一丁目18番1号）
- ・ 株式会社HPCテック 本社（東京都中央区日本橋富沢町七丁目13番）
- ・ 株式会社ダイヤモンドベッツ&リゾート 本社（東京都中央区築地二丁目1番17号）
鬼怒川絆（栃木県日光市鬼怒川温泉大原1422-4）
- ・ 株式会社リーバン 本社（島根県松江市宍道町伊志見71-19）

(10) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
221名	25名増

(注) 使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、他社への出向者、臨時従業員及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
21名	2名増	38.1歳	4.7年

(注) 使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、臨時従業員及び嘱託社員は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,615,000千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	785,683千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	733,320千円
株 式 会 社 鳥 取 銀 行	438,876千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 27,328,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,192,560株 |
| (3) 株主数 | 3,453名 |
| (4) 単元株式数 | 100株 |
| (5) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
高島勇二	2,400,000株	26.13%
堀礼一郎	348,000株	3.79%
日本証券金融株式会社	290,800株	3.17%
株式会社クベーラ・ホールディングス	268,000株	2.92%
浅田逸代	246,000株	2.68%
BNY AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	241,000株	2.62%
株式会社SBI証券	208,119株	2.27%
古賀広幸	178,000株	1.94%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	173,900株	1.89%
楽天証券株式会社	164,100株	1.79%

(注) 持株比率は自己株式(7,980株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	馬場正身		株式会社アドテック 取締役 株式会社バディネット 取締役
代表取締役 副社長	堀 礼一郎	経営戦略本部長	株式会社アドテック 取締役 株式会社バディネット 取締役 株式会社リーバン 取締役
取締役	五十嵐 英	CFO 管理本部長	株式会社アドテック 取締役管理本部長 株式会社バディネット 取締役管理本部長 株式会社HPCテック 取締役 株式会社ダイヤモンドベッツ&リゾート 取締役 株式会社リーバン 取締役
取締役	富山理布	管理本部 副本部長	株式会社アドテック 管理本部副本部長 株式会社バディネット 取締役管理本部副本部長 株式会社ダイヤモンドベッツ&リゾート 取締役 株式会社リーバン 取締役
取締役	後藤 憲保	グループ監査室長	
取締役	丸山一郎		(4) 社外役員に関する事項参照
取締役	黒部 得善		(4) 社外役員に関する事項参照
取締役	後藤田 翔		(4) 社外役員に関する事項参照
常勤監査役	内藤 城次郎		株式会社アドテック 監査役 株式会社バディネット 監査役 株式会社ダイヤモンドベッツ&リゾート 監査役 株式会社リーバン 監査役
監査役	石本圭司		(4) 社外役員に関する事項参照
監査役	西田史朗		(4) 社外役員に関する事項参照
監査役	中川英之		(4) 社外役員に関する事項参照

- (注) 1. 取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏は社外取締役であります。
 2. 監査役石本圭司氏、西田史朗氏、中川英之氏は社外監査役であります。
 3. 取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏及び監査役西田史朗氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
 4. 監査役中川英之氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役丸山一郎氏、黒部得善氏、後藤田翔氏、社外監査役石本圭司氏、西田史朗氏及び中川英之氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役及び監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 8名	82,200千円	(うち社外 3名	3,600千円)
--------	----------	----------	----------

監査役 4名	10,400千円	(うち社外 3名	5,400千円)
--------	----------	----------	----------

(注)上記報酬等の総額には、当事業年度に係る取締役に対する役員賞与引当金繰入額37百万円(取締役5名37百万円)を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1996年3月19日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また、監査役の報酬限度額は、1996年3月19日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社の取締役の役員報酬については、株主総会にて承認された限度額の範囲内で、世間の役員報酬水準を加味し、職責に応じて適切に判断することとしております。当社の役員報酬は、常勤取締役については①固定報酬、②役員賞与で、社外取締役については固定報酬で構成しております。

その上で、取締役会は、代表取締役社長馬場正身に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く役員賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当職務、貢献度等について評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

取締役の固定報酬は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、業績連動である役員賞与につきましては、業績等を考慮して取締役分の総額を取締役会で決議し、個人配分は代表取締役に一任しております。役員賞与に係る業績指標は連結の親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は702,077千円であります。当該指標を選択した理由は、会社の収益状況を示す数値であるからであります。賞与の額の決定方法は、当該指標の実績を踏まえて総合的に勘案して決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	会社名	役職
取締役	丸山一郎	東京晴和法律事務所	パートナー弁護士
取締役	黒部得善	株式会社リーガル・リテラシー 社会保険労務士法人リーガル・リテラシー	代表取締役 代表社員
取締役	後藤田 翔	税理士・行政書士 後藤田翔総合事務所 株式会社M&A・資産承継アドバイザー	代表税理士 代表取締役
監査役	石本圭司		
監査役	西田史朗		
監査役	中川英之	公認会計士中川英之事務所 株式会社プラスサムコンサルティング IPA・Sキャピタル株式会社 株式会社OSMIC 株式会社アンビション 株式会社アースカラー 株式会社オスミックアグリ千葉 株式会社オスミックアグリ稲敷 株式会社オスミックアグリ茨城 株式会社オスミックアグリ千葉緑 株式会社OSMIC FOODS 株式会社OSMIC開発設計	代表 代表取締役 取締役 代表取締役 監査役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役

(注) 当社と東京晴和法律事務所、株式会社リーガル・リテラシー、社会保険労務士法人リーガル・リテラシー、税理士・行政書士 後藤田翔総合事務所、株式会社M&A・資産承継アドバイザー、公認会計士中川英之事務所、株式会社プラスサムコンサルティング、IPA・Sキャピタル株式会社、株式会社OSMIC、株式会社アンビション、株式会社アースカラー、株式会社オスミックアグリ千葉、株式会社オスミックアグリ稲敷、株式会社オスミックアグリ茨城、株式会社オスミックアグリ千葉緑、株式会社OSMIC FOODS、株式会社OSMIC開発設計との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

- ・丸山一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。
- ・黒部得善氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席いたしました。社会保険労務士としての専門的見地から、主として労務に関する意思決定の適法性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。
- ・後藤田翔氏は、当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から、経営全般に関わる意思決定の適正性・妥当性を確保するために必要かつ有益な発言を適宜行っております。

(社外監査役)

- ・石本圭司氏は、当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。他社での豊富な監査役の実験及び見識に基づき、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
- ・西田史朗氏は、当事業年度に開催された17回中16回に出席し、監査役会14回中13回に出席いたしました。長年の企業勤務及び役員としての経験を活かし、また、経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
- ・中川英之氏は、当事業年度に開催された17回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16,800千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,800千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由として、監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備を実施する。
コンプライアンス委員会では、コンプライアンス体制の調査と問題点の把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。
また、法令または定款上疑義のある行為等が認知された場合に、告発者を保護するための「内部通報管理規程」を制定し、運用する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。
監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等について、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、これらを管理するため、「リスク管理規程」を制定する。
当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する部門は管理本部とし、各責任部門は、関連規程に基づいたマニュアルやガイドラインを制定し、リスク管理体制を確立する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ・職務権限・意思決定ルール の策定
 - ・事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
 - ・グループ経営会議及び各社取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努める。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置く。
 - ・ 当該スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は上記スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れることができる。
 - ・ 当該スタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑦ 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規程」その他社内規程に基づき、次に定める事項を監査役会に報告するものとする。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
 - ・ その他コンプライアンス上重要な事項
- グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者がグループ会社の業務執行に関し、上記事実を発見したときに、監査役に報告をするものとする。
- 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用債務の処理方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、会計監査人及び監査役職務を補助するスタッフとも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ・ 当社グループは、「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、全社員への周知徹底を図る。
 - ・ 当社グループは、所轄警察署、顧問弁護士、その他関係機関との連携を図り、日頃より情報収集等を行う。

(2) 体制の運用状況の概要

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、当社グループに適用される「企業行動指針」及び「コンプライアンス規程」に基づき、各社毎月開催される定時取締役会及び当社役員及び子会社の役員から構成されるコンプライアンス委員会において、法令遵守を確認しております。コンプライアンス委員会の協議結果については、各委員が各子会社で開催される月に1回以上の分科会等において、都度通達し、そこからグループ全社員に対して発信しております。発信された結果については、コンプライアンス委員会にて分科会からの報告項目を設け、意見交換を行っております。
 - ・従来から設置していた内部通報窓口について、その内容を見直すとともに「内部通報管理規程」にまとめ、内部通報ルールの明確化を行った上で、役職員向けに周知しております。また、内部通報窓口に通報があった際は、顧問弁護士の助言を受けてグループ監査室で対応しております。
 - ・反社会的勢力への対応として、当社は、特殊暴力防止対策協議会に加入しており、情報交換会において反社会的勢力に関する情報を共有し、所轄警察等と連携を図っております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役会の議事録、稟議書その他の業務執行に関する文書について、「文書管理規程」に基づき、文書等について適切に保管及び管理をしております。
 - ・これらの文書等については、常勤監査役が常時閲覧できるようにしております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、組織、規程の見直しを行っております。また、取締役会のほか、定例の会議において営業状況のほか、リスク情報についても適宜報告を受けることで、早期のリスク発見及び対処を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、各社における職務権限規程内の決裁基準表の見直しを行い、必要に応じて職務権限規程を改訂するとともに、当該決裁基準表に基づく決裁システムを導入しております。また、各社で毎月開催する取締役会において月次業績のレビューを行い、業績管理を実施しております。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努めております。
 - ・当社子会社に対しては、「関係会社管理規程」を制定し、当社の承認が必要な事項、報告を要する事項といった子会社に対する管理基準を明確にし、また、グループ全体の内部管理体制を構築するため、当社の「コンプライアンス規程」をグループ会社の共通規程として適用しております。
 - ・内部監査は、リスク評価に基づいた年度監査計画に従い、グループ監査室が当社及び子会社を対象とした監査を実施しております。監査内容・監査結果は、内部監査委員会で報告・承認され、取締役会にも報告され、対象監査部署に対しては監査結果に基づく改善要請を行っております。
- ⑥ 監査役の職務執行
- ・当社の監査役は、常勤監査役が各社の取締役会に出席し、当社グループの取締役等から適時、適切に報告を受けるとともに、決裁書類を閲覧し、その内容を必要に応じて毎月開催される監査役会にて共有しております。
 - ・監査役会は代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施しております。
 - ・監査役会は、定期的に会計監査人であるKDA監査法人とミーティングを実施するとともに、会計監査人の監査に同行するなど、適宜、必要なコミュニケーションを図っております。また、監査役の職務を補助するスタッフとも適宜、意見交換を行っております。
 - ・当社の監査役は、常勤監査役が内部監査委員会の委員として内部監査の結果を確認するとともに意見交換や情報交換を行い、監査役監査に活用しております。
 - ・監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役の職務執行を補助する者として、当社の社員から監査役スタッフを配置しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,317,061	流 動 負 債	5,798,759
現金及び預金	3,444,107	買掛金	1,430,427
受取手形	12,212	短期借入金	3,050,000
売掛金	4,270,937	1年内返済予定の長期借入金	444,627
商品及び製品	1,117,979	1年内償還予定の社債	16,000
仕掛品	159,594	未払法人税等	197,818
原材料	140,893	賞与引当金	128,223
その他	175,082	役員賞与引当金	44,500
貸倒引当金	△3,746	その他	487,164
固 定 資 産	819,106	固 定 負 債	910,330
有 形 固 定 資 産	202,498	長期借入金	702,427
建物	116,532	社債	58,000
機械及び装置	786	退職給付に係る負債	52,806
車両運搬具	3,584	資産除去債務	51,836
工具、器具及び備品	32,529	その他	45,260
土地	37,710	負 債 合 計	6,709,090
リース資産	9,721	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,633	株 主 資 本	3,126,708
無 形 固 定 資 産	289,375	資本金	100,000
のれん	283,868	資本剰余金	783,900
ソフトウェア	5,507	利益剰余金	2,245,312
投資その他の資産	327,231	自己株式	△2,505
長期未収入金	25,424	その他の包括利益累計額	△566
繰延税金資産	146,495	繰延ヘッジ損益	△566
その他	180,736	非 支 配 株 主 持 分	300,934
貸倒引当金	△25,424	純 資 産 合 計	3,427,077
資 産 合 計	10,136,167	負 債 純 資 産 合 計	10,136,167

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,007,149
売 上 原 価		11,425,190
売 上 総 利 益		3,581,959
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,518,228
営 業 利 益		1,063,730
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	84	
受 取 家 賃	3,357	
補 助 金 収 入	3,623	
保 険 解 約 返 戻 金	8,954	
債 務 消 滅 益	7,126	
雑 収 入	5,343	28,489
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,332	
為 替 差 損	23,485	
支 払 手 数 料	16,871	
雑 損 失	1,442	61,130
経 常 利 益		1,031,089
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,031,089
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	327,896	
法 人 税 等 調 整 額	△55,450	272,445
当 期 純 利 益		758,643
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		56,566
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		702,077

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	700,000	471,824	1,255,311	△2,505	2,424,631
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属 する当期純利益			702,077		702,077
資本金から資本剰 余金への振替	△600,000	600,000			-
欠 損 填 補		△287,923	287,923		-
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)					
当期変動額合計	△600,000	312,076	990,001	-	702,077
当 期 末 残 高	100,000	783,900	2,245,312	△2,505	3,126,708

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	その他の包括 利益累計額 合計		
当 期 首 残 高	4,309	4,309	244,368	2,673,308
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属 する当期純利益				702,077
資本金から資本剰 余金への振替				—
欠 損 填 補				—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△4,875	△4,875	56,566	51,690
当期変動額合計	△4,875	△4,875	56,566	753,768
当 期 末 残 高	△566	△566	300,934	3,427,077

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	956,616	流 動 負 債	1,243,435
現金及び預金	914,434	短期借入金	850,000
売掛金	36,186	1年内返済予定の長期借入金	289,663
前払費用	5,314	未払費用	10,831
その他	680	未払法人税等	290
固 定 資 産	1,691,067	賞与引当金	27,409
有形固定資産	13,464	役員賞与引当金	37,000
建物	10,562	その他	28,241
工具、器具及び備品	2,901	固 定 負 債	461,508
無形固定資産	1,074	長期借入金	446,715
ソフトウェア	1,074	退職給付引当金	8,793
投資その他の資産	1,676,528	資産除去債務	6,000
関係会社株式	302,850	負 債 合 計	1,704,943
関係会社長期貸付金	1,384,897	純 資 産 の 部	
長期未収入金	3,823	株 主 資 本	942,739
その他	4,803	資本金	100,000
貸倒引当金	△19,846	資本剰余金	783,900
資 産 合 計	2,647,683	資本準備金	255,425
		その他資本剰余金	528,475
		利 益 剰 余 金	61,343
		その他利益剰余金	61,343
		繰越利益剰余金	61,343
		自 己 株 式	△2,505
		純 資 産 合 計	942,739
		負 債 純 資 産 合 計	2,647,683

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		377,649
売 上 総 利 益		377,649
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		388,138
営 業 損 失		△10,489
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19,888	
受 取 家 賃	3,365	
業 務 受 託 料	2,760	
雑 収 入	310	26,324
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,357	
支 払 手 数 料	1,200	10,557
経 常 利 益		5,277
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	114,657	114,657
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	58,300	58,300
税 引 前 当 期 純 利 益		61,635
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	291	291
当 期 純 利 益		61,343

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	700,000	255,425	216,399	471,824	△287,923	△2,505	881,395
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益					61,343		61,343
資 本 金 から その他資本剰余 金への振替	△600,000		600,000	600,000			—
欠 損 填 補			△287,923	△287,923	287,923		—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	△600,000	—	312,076	312,076	349,267	—	61,343
当 期 末 残 高	100,000	255,425	528,475	783,900	61,343	△2,505	942,739

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	881,395
当 期 変 動 額	
当 期 純 利 益	61,343
資 本 金 から その他資本剰余 金への振替	—
欠 損 填 補	—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—
当 期 変 動 額 合 計	61,343
当 期 末 残 高	942,739

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社AKIBAホールディングス

取締役会 御中

KDA監査法人
東京都中央区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 佐 佐 木 敬 昌
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 毛 利 優
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AKIBAホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AKIBAホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社AKIBAホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 佐 佐 木 敬 昌

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 毛 利 優

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AKIBAホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日改定 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社AKIBAホールディングス 監査役会

常勤監査役 内藤城次郎 ㊟

監査役 石本圭司 ㊟

監査役 中川英之 ㊟

監査役 西田史朗 ㊟

(注) 監査役石本圭司、監査役中川英之、監査役西田史朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区銀座二丁目15番6号
銀座ブロッサム(中央会館)ホール



交通	東京メトロ	■ 有楽町線	新富町駅(1番出口)より	徒歩	約3分
		■ 銀座線	銀座駅(A13出口)より	徒歩	約15分
都営地下鉄		■ 日比谷線	東銀座駅(5番出口)より	徒歩	約10分
		■ 浅草線	東銀座駅(A7出口)(A8出口)より	徒歩	約10分
J	R	■ 山手線	有楽町駅(中央口)より	徒歩	約20分
		■ 京浜東北線			